

有価証券上場規程別表の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>第1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、<u>次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。</u></p> <p><u>(a) 上場に際して自己株式として取得される場合</u></p> <p><u>上場に際して取得した自己株式の処分</u> <u>(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。) を行う場合においては、</u> <u>「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。この場合における納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。</u></p> <p><u>(b) 前(a)以外の場合</u></p> <p><u>「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。</u></p> <p>e～j (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、<u>「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>e～j (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

付 則

この取扱いは、平成23年6月10日から施行する。